



令和 7 (2025) 年度

神奈川県二ホンジカ管理事業実施計画

令和 7 (2025) 年 4 月

目 次

ページ

I 第5次計画神奈川県ニホンジカ管理計画における基本事項

1	計画対象区域	1
2	管理の目標	2
3	区域・エリア別管理方針	2
4	管理事業に関する個別事項	3

II 令和7(2025)年度の事業実施計画

1	個体数調整	5
2	生息環境管理	16
3	被害防除対策	16
4	モニタリング	18
5	その他管理のための必要事項	19

III 参考資料

21

I 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画における基本事項

(第5次神奈川県ニホンジカ管理計画：計画期間：令和5(2023)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)

1 計画対象区域

(1) 保護管理区域と定着防止区域

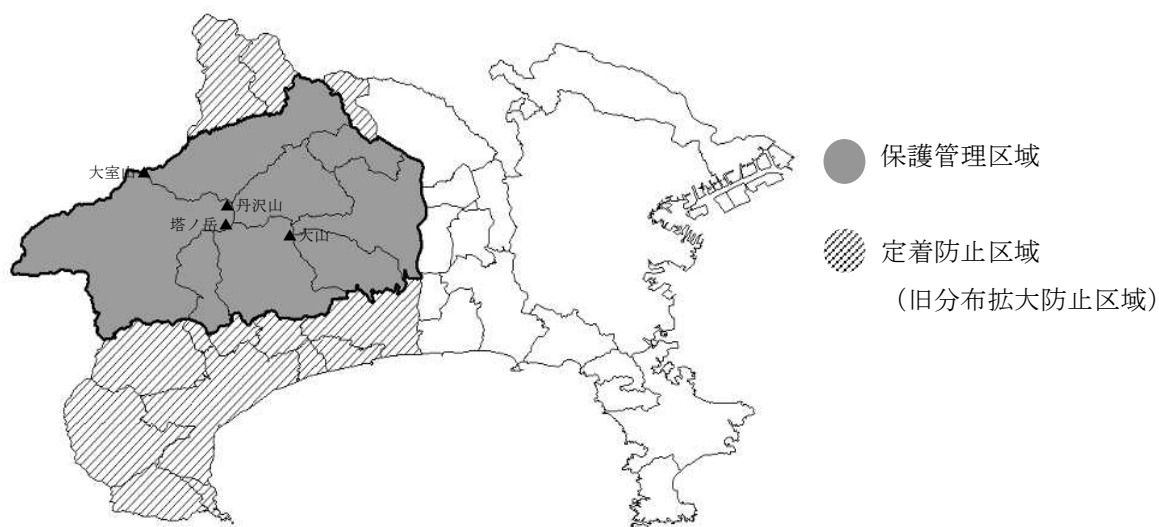
保護管理区域と定着防止区域の内訳は次の通りである(表I-1-1)。

(表I-1-1 保護管理区域と定着防止区域の内訳)

保護管理区域	ニホンジカ(以下「シカ」という)の生息が確認されている丹沢山地を含む8市町村(相模原市(緑区のうち旧津久井町の区域のみ)、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村)
定着防止区域	上記以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町

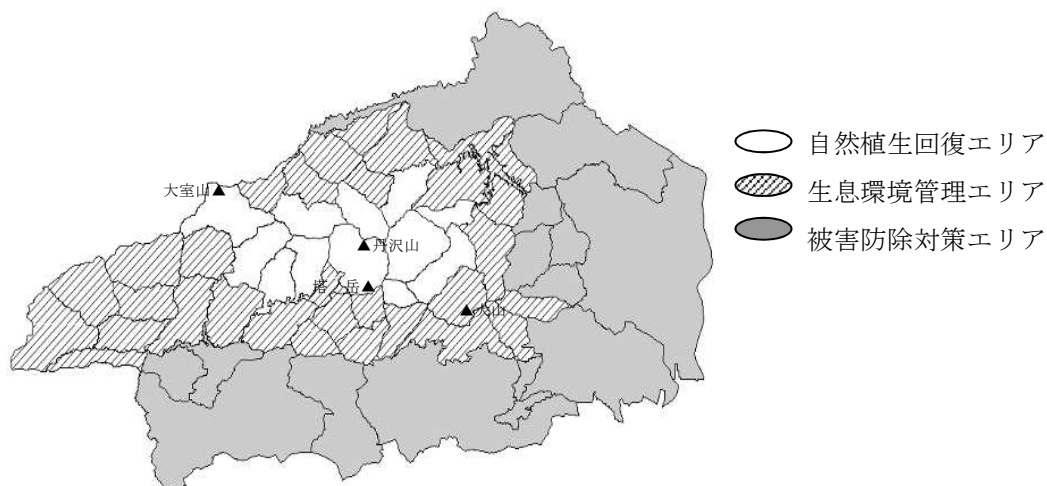
保護管理区域においては、生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減を図るための個体数調整、生息環境整備、被害防止対策を実施する。

定着防止区域においては、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を実施するとともに箱根山地や小仏山地において、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。



（２）保護管理区域内のゾーニング

第５次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第５次計画」という）においても、第４次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第４次計画」という）同様に、保護管理区域内の土地利用や被害の状況に応じて、自然植生回復エリア、生息環境管理エリア、被害防除対策エリアの３つのエリアにゾーニングする。



２ 管理の目標

第５次計画で示されている管理目標は次の通りである（表Ⅰ-2-1）。

（表Ⅰ-2-1 第５次計画における管理の目標と内容）

生物多様性の保全と再生	シカによる過度の利用圧により植生劣化等が生じている地域において、利用圧を軽減して土壤保全や植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。
丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続	丹沢山地でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。
農林業被害の軽減	農地周辺にシカが定着している地域等において、シカの定着を解消し、シカによる農作物被害、造林木被害を軽減する。
丹沢山地以外でのシカ定着の防止	山地におけるシカの増加を抑制し、シカによる森林への影響を未然に防止するとともに、農地周辺におけるシカの定着を防止し、農林業被害を軽減する。

３ 区域・エリア別管理方針

（１）自然植生回復エリア（保護管理区域）

自然植生回復エリアは、丹沢大山国定公園特別保護地区を中心に設定している。シカの過度の利用圧による自然植生の劣化が継続していることから、シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に、県が主体となって管理事業を実施する。

（重点的な取り組み内容）

高標高の稜線部等において第４次計画期間中にワイルドライフレンジャー（以下「WLR」とい

う) が実行性を確認した方法を活用し、WLR 及び認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な技術を持つ者による捕獲を実施する。

※ワイルドライフレンジャー：野生生物の生態や捕獲等に関する専門知識、技術、技能を有し、労働者派遣法に基づき県に派遣された専門職員のこと。

(2) 生息環境管理エリア（保護管理区域）

生息環境管理エリアは、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の特別地域を中心に設定している。シカの主な生息域として位置付け、林床植生の衰退が生じないレベルでシカを安定的に生息させることを目標に、主に県が主体となって、シカ管理捕獲と森林整備を連携させた管理事業を実施する。

(重点的な取り組み内容)

第4次計画期間中に進めてきたシカの管理捕獲と森林整備を連携させた取り組みをさらに推進するとともに、持続可能な管理に繋げるため、森林管理者が主体的に捕獲を実施する取り組みを進める。

(3) 被害防除対策エリア（保護管理区域）

被害防除対策エリアは、保護管理区域のうち自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア以外の地域で、農地及び市街地が広がっている。農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を中心に管理事業を実施する。

(重点的な取り組み内容)

地域主体の取り組みを進展させ、地域ぐるみによる被害防除対策の推進に重点的に取り組む。

(4) 定着防止区域

定着防止区域では、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村、農業者団体、住民等が一体となって被害防除対策と管理捕獲を中心に管理事業を実施する。また、山地におけるシカの増加を抑制し、森林への影響を防止するために、他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。

(重点的な取り組み内容)

森林管理者及び自然公園管理者等の多様な主体による捕獲の実施に向けて取り組みを進める。シカが増加傾向にある地域において、対応した防護柵の設置等、市町村等が実施する被害防除対策の取り組みを強化する。

4 管理事業に関する個別事項

(1) 個体数調整の考え方

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と、狩猟により実施する。シカによる農林業等

の被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼された者が個別の被害防止のために行う有害鳥獣捕獲についても管理捕獲として扱うこととする。また、個体数調整を効果的に行うためには、メスジカの捕獲が重要であることから、個体数調整に当たってはメスジカ捕獲を推進する。

第5次計画での各年度の個体数調整の計画は、ベイズ推計（注）による推計結果から得られる個体数の増減傾向を基に、生息密度調査結果や捕獲状況等を勘案して立てる。

注）ベイズ推計：過年度の捕獲数や生息密度等調査結果から捕獲数と生息密度指標の時間的な変化を記述したモデル（Harvest-based model）により個体数を推計するもの。

（２）個体数調整の内容

個体数調整の区域ごとの詳細は次の通りである（表Ⅰ-4-1）。

（表Ⅰ-4-1 個体数調整の区域ごとの詳細）

区域	地域区分	主な個体数調整手法	実施地等	実施主体
保護管理区域	自然植生回復 エリア	管理捕獲 （自然植生回復）	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の見られる管理ユニット	県
		狩猟	可猟域（主に猟区）	狩猟者
	生息環境管理 エリア	管理捕獲（自然植生回復）	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の見られる管理ユニット	県
		管理捕獲（生息環境整備）	水源林等森林整備実施地及びその周辺域	多様な主体 （注）
		管理捕獲（被害軽減）	農林業被害地及びその周辺域	市町村等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域（主に猟区）	狩猟者
	被害防除対策 エリア	管理捕獲（被害軽減）	農林業被害地及びその周辺域	市町村等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域（主に猟区以外）	狩猟者
定着防止区域		管理捕獲（森林影響防止）	シカの定着が見られる森林地域（箱根山地・小仏山地）	多様な主体 （注）
		管理捕獲（被害軽減）	農林業被害地及びその周辺域 シカ目撃地周辺	市町等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域	狩猟者

（注）「多様な主体」＝県、市町村、県管理森林担当部局及び国立公園や国有林管理者である環境省、森林管理署等

Ⅱ 令和 7 (2025) 年度の事業実施計画

第 5 次計画、過年度のモニタリング結果、個体数調整等の実施状況に基づき、令和 7 (2025) 年度のニホンジカ管理事業実施計画（以下「実施計画」という）を次のとおり定める。

なお、令和 6 (2024) 年度の事業実施状況については、実績値がとりまとまった段階で実施計画（実績編）として別にまとめることとする。

1 個体数調整

（１）個体数調整の方針

ア 全体の方針

第 4 次計画に基づく取り組みにより、保護管理区域において管理捕獲を継続的に行っている地域では、シカ生息密度は減少傾向を示し、一部で植生回復が見られるようになった。一方、依然として保護管理区域全体での植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、定着防止区域では、生息密度の増加に歯止めがかかっておらず、箱根山地では植生への深刻な影響が明らかになりつつある状況にある。

このため、第 5 次計画では丹沢山地全体での植生回復と農林業被害軽減に向けて、第 4 次計画で実施してきたシカの生息や植生の状況に応じた個体数調整や森林整備等の生息環境管理、地域ぐるみの被害防除対策及び定着防止区域の山地でのシカ増加の抑制と農地周辺での農林業被害の防止の取り組みを継続するとともに、これらが長期にわたり持続可能となる仕組みづくりに取り組む。

イ 区域・エリアごとの個体数調整の方針

（ⅰ）自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア（保護管理区域）

自然植生回復エリア及び生息環境管理エリアでは、シカの高密度状態が継続することにより、自然植生が劣化している場所や、林床植生の回復が阻害されている森林整備地及びその周辺域を中心に、計画的に管理捕獲を実施する。

また、その手法については、従来の方法に加え、民間捕獲事業者等への委託や森林管理者による捕獲など、多様な実施者による捕獲を進める。

自然植生回復エリア、生息環境管理エリア（自然林）、生息環境管理エリア（森林整備地）のシカが生息する状況の目安は、それぞれ、0～5 頭/km²、5 頭/km²、8 頭/km²程度とする。

（ⅱ）被害防除対策エリア（保護管理区域）

被害防除対策エリアでは、農地周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、計画的に管理捕獲を行う。また、銃器の使用が困難な農地周辺等においてわなを使用した捕獲を推進するとともに、農家等が自らわな捕獲に取り組めるよう、農業従事者の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の捕獲の担い手へ定着することを促進する。

（ⅲ）定着防止区域

定着防止区域では、農地周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、計画的に管理捕獲を行う。

また、箱根山地ではシカの定着が進んでおり、生息密度の増加により林床植生が衰退する懸念があるため、継続的かつこれまでよりも高い捕獲圧をかけていく必要がある。しかしながら、従前の捕獲体制ではこうした取り組みが困難なことから、これまでの捕獲主体に加えて、県管理森林担当部局、同自然公園管理担当部局、国立公園及び国有林の管理者等の多様な主体による管理捕獲を実施し、森林への影響を未然に防止する対策を促進する。

(2) 個体数調整の計画内容

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と狩猟により実施する（表Ⅱ-1-1）。計画頭数は、保護管理区域及び定着防止区域ともに、従前の捕獲の実績数及び生息密度調査、各地域の被害状況を基に設定した（表Ⅱ-1-2、表Ⅱ-1-3）。

狩猟における捕獲頭数については、前々年度（令和5（2023）年度）を始点とした過去5年間の平均値及び各猟区における実績数により算出した。

（表Ⅱ-1-1 個体数調整の計画総括表）

（単位：頭）

個体数調整手法				R7 計画	R6 計画	R5 実績 計画		R4 実績 計画		R3 実績 計画		R2 実績 計画	
管理捕獲	保護管理 区域	自然植生回復・生 息環境整備の基盤 づくり (実施主体：県)	民間事業者等委託	280	255	191	190	168	180	155	180	153	185
			WLR	185	600	428	450	398	300	369	450	312	265
			森林担当部局	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計（a）	485	855	619	640	566	480	524	630	465	450
		被害軽減（b） (実施主体：市町村等)	2,030	1,990	1,450	1,988	1,815	1,871	1,605	1,818	1,441	1,715	
		有害捕獲（c）	-	-	26	-	47	-	24	-	32	-	
		計（a+b+c）	2,515	2,845	2,095	2,628	2,428	2,351	2,153	2,448	1,938	2,165	
	定着 防止区域	定着防止 (実施主体： 県)	民間事業者等委託	30	60	47	50	32	50	28	90	7	15
			WLR	25	30	39	30	43	-	31	30	35	-
			森林担当部局	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			自然公園担当部局	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計（d）	115	90	86	80	75	50	59	90	42	15	
		定着防止（e） (実施主体：市町村等)	1,265	1,425	1,030	1,165	775	899	616	749	607	650	
		有害捕獲（f）	-	-	12	-	6	-	16	-	4	-	
	計（d+e+f）	1,380	1,515	1,128	1,245	856	94	691	839	653	665		
	管理捕獲計（a+b+c+d+e+f）			3,895	4,360	3,223	3,873	3,284	3,300	2,844	3,287	2,591	2,830
	狩猟（g）			704	748	579	729	815	708	842	742	676	717
	合計（a+b+c+d+e+f+g）			4,599	5,108	3,802	4,602	4,099	4,008	3,686	4,029	3,267	3,547

県実施合計（a保護管理区域+d定着防止区域）	600	945	705	720	641	530	583	720	507	465
（）内：民間事業者等委託	(310)	(315)	(238)	(240)	(200)	(230)	(183)	(270)	(160)	(200)

注1) 有害捕獲は実績数で把握するため計画頭数は設定しない

注2) R6当初計画合計 4,743頭

(表Ⅱ-1-2 保護管理区域における個体数調整の計画)

(単位：頭)

地域等区分		管理捕獲				狩 猟		合 計	
市町村名	自然植生回復・生息環境 整備の基盤づくり (実施主体：県)		被害軽減 (実施主体：市町村等)		〈猟区及び可猟域〉 (実施主体：狩猟者)				
	R7 計画	R6 計画	R7 計画	R6 計画	R7 計画	R6 計画	R7 計画	R6 計画	
県央地域			670	670	51	93	721	763	
相模原市 (津久井地区)			300	300	13	31	313	331	
厚木市			200	200			200	200	
愛川町			50	50			50	50	
清川村			120	120	38	62	158	182	
湘南地域			370	370			370	370	
秦野市			250	250			250	250	
伊勢原市			120	120			120	120	
県西地域			990	950	34	27	1,024	977	
松田町			240	200			240	200	
山北町			750	750	34	27	784	777	
可猟域（狩猟）					480	532	480	532	
民間事業者等委託		280	255			280	255		
WLR		185	600			185	600		
県森林担当部局		20	-			20	-		
計		485	855	2,030	1,990	565	652	3,080	3,497

注1) 猟区の計画は各猟区前々年度実績を参照に設定

注2) 保護管理区域 R6当初計画合計 3,142頭

注3) 狩猟は各猟区と可猟域に分けられる。

(表Ⅱ-1-3 定着防止区域における個体数調整の計画)

(単位：頭)

地域等区分 市町村名	管理捕獲				狩 獵 (実施主体：狩猟者)		合 計	
	定着防止 (実施主体：県)		定着防止 (実施主体：市町村等)		R7 計画	R6 計画	R7 計画	R6 計画
	R7 計画	R6 計画	R7 計画	R6 計画				
県央地域	/	/	230	230	/	/	230	230
相模原市 (藤野・相模湖・城山地 区)			230	230			230	230
湘南地域			25	25			25	25
平塚市			25	25			25	25
大磯町			◇	◇			-	-
二宮町			◇	◇			-	-
県西地域			1010	1170			1010	1170
小田原市			580	750			580	750
南足柄市			120	120			120	120
中井町			◇	◇			-	-
大井町			70	70			70	70
開成町			◇	◇			-	-
箱根町			210	210			210	210
真鶴町			◇	◇			-	-
湯河原町			30	20			30	20
可猟域(狩猟)					139	96	139	96
民間事業者等委託	30	60	/	/	/	/	30	60
WLR	25	30					25	30
県森林担当部局	20	-					20	-
県自然公園担当部局	40	-					40	-
計	115	90	1265	1425	139	96	1519	1611

注1) ◇：情報入り次第捕獲

注2) 定着防止区域 R6当初計画合計 1,601頭

(3) 管理捕獲の計画内容

ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした管理捕獲

丹沢山地の中高標高域において民間事業者等への委託とWLRによる捕獲により、自然植生回復と生息環境整備の基盤づくりを目的とする管理捕獲を実施する。

実施にあたっては、生息密度が高い管理ユニット、過年度で捕獲や目撃が多い管理ユニット、これまで捕獲が実施されていない箇所等に重点を置くとともに、目撃効率や捕獲数が落ちてきた管理ユニットについても捕獲圧を維持しながら経過観察し、必要な捕獲を実施する。

[具体的な取り組み内容]

(i) 民間事業者等への委託による管理捕獲

中高標高域のシカ生息密度が高い地域、自然植生の劣化が進んだ地域及び水源林整備地の

周辺部等を中心に、猟犬を用いた巻狩り（組猟）や単独捕獲及びわな捕獲等による管理捕獲を実施する（表Ⅱ-1-4）。

（ii）WLRによる管理捕獲

シカの捕獲について専門的な知識・技術を有する4名のWLRが、捕獲困難地等を中心に、現地条件やシカの生息状況、季節に適した方法で捕獲を実施する（表Ⅱ-1-5）。

（iii）多様な主体（実施者）による管理捕獲

巻狩り以外の方法についても、民間事業者等への委託による捕獲を実施するとともに、森林管理者による捕獲実施について調整を進める。

（iv）効率的なシカ捕獲手法の検討

自然植生回復エリアや生息環境管理エリアで管理捕獲を継続して実施している場所では、シカの生息密度の低下や捕獲効率の低下傾向が見られるため、より効率的な捕獲方法の検討を進める。

（v）安全対策の徹底

管理捕獲実施ごとに、実施前にその箇所での危険箇所、注意事項等を説明し、安全について注意喚起を促すとともに、周辺住民、入山者へ周知を行うなど安全対策を徹底する。

（vi）錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地でわな捕獲を実施する場合は、ツキノワグマが捕獲されにくい（かかりにくい）わなを使用する等の対策をし、錯誤捕獲の防止に努める。

(表Ⅱ-1-4 民間事業者等への委託による管理捕獲実施計画)

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所	
			市町村	場所
世附川	世附川C	生息環境管理	山北町世附	モロクボ沢ノ頭
中川川上流	中川川上流A	生息環境管理	山北町中川	大滝沢～簾沢・西沢右岸
	中川川上流B	自然植生回復	山北町中川	白石沢周辺
	中川川上流C	自然植生回復	山北町中川	檜洞丸周辺
丹沢湖	丹沢湖B	生息環境管理	山北町中川、世附	丹沢湖北西部
丹沢中央	丹沢中央A	自然植生回復	山北町玄倉	同角ノ頭、石棚山
	丹沢中央B	自然植生回復	山北町玄倉	檜洞丸周辺
神ノ川	神ノ川D	生息環境管理	相模原市緑区青根	大室山
	神ノ川E	自然植生回復	相模原市緑区青根	檜洞丸
丹沢南麓	丹沢南麓B	生息環境管理	松田町寄	秦野峠以東
	丹沢南麓C	生息環境管理	松田町寄	寄沢周辺
	丹沢南麓D	生息環境管理	秦野市堀山下、三廻部	勘七沢・ミヅ沢周辺
中津川	中津川B	自然植生回復	清川村宮ヶ瀬	堂平・塩水、本谷林道周辺
	中津川C	自然植生回復	清川村煤ヶ谷	境沢・大洞沢、唐沢林道周辺
	中津川D	生息環境管理	秦野市寺山	檜沢周辺
大山・秦野	大山・秦野A	生息環境管理	秦野市堀山下	大倉尾根周辺
	大山・秦野B	生息環境管理	秦野市菩提、寺山	表丹沢林道周辺
清川	清川A	生息環境管理	伊勢原市日向	大山東面
	清川B	被害防除対策	厚木市七沢	二の足林道周辺
宮ヶ瀬湖	宮ヶ瀬湖B	生息環境管理	清川村宮ヶ瀬	宮ヶ瀬湖東部
南足柄市	南足柄	定着防止	南足柄市矢倉沢	明神ヶ岳稜線部金時山寄り

捕獲計画数 保護管理区域： 280 頭

捕獲計画数 定着防止区域： 30 頭

注) 林道復旧状況等により、ほかのユニットでも追加実施する。

(表Ⅱ-1-5 WLRによる管理捕獲実施計画)

管理ユニット	地域区分	主な捕獲実施地	主な捕獲手法
世附川A	生息環境管理	切通峠、山伏峠、大榎ノ頭、一ノ沢～四ノ沢、大榎沢	忍び捕獲、流し捕獲
世附川C	生息環境管理	菰釣山、大榎、大界木山、上ヶ尾山、モロコボ沢ノ頭	忍び捕獲
中川川上流A	生息環境管理	畦ヶ丸、大滝峠、善六ノタワ、権現山、鬼石沢	忍び捕獲、流し捕獲
中川川上流B	自然植生回復	シャガクチ丸、加入道山、大室山、大杉丸、白石沢	忍び捕獲、流し捕獲
中川川上流C	自然植生回復	熊笹ノ峰、小箕、石棚山、板小屋沢ノ頭、東沢	忍び捕獲、流し捕獲
丹沢中央B	自然植生回復	檜洞丸、同角ノ頭、白ヶ岳、経角沢、ニューシン沢	忍び捕獲(遠距離射撃)
丹沢中央D	自然植生回復	蛭ヶ岳、丹沢山、不動ノ峰、塔ノ岳、熊木沢、箒杉沢	忍び捕獲(遠距離射撃)
大山・秦野A	自然植生回復・生息環境管理	塔ノ岳、金冷シ、花立、木の又大日、政次郎尾根	忍び捕獲
丹沢南麓B	生息環境管理	檜岳、伊勢沢ノ頭、秦野峠林道	忍び捕獲、流し捕獲
丹沢南麓C	生息環境管理	檜岳、雨山、鍋割峠、後沢乗越	忍び捕獲
丹沢南麓D	生息環境管理	鍋割山、マルガヤ、小丸尾根、大倉尾根	忍び捕獲
早戸川D	自然植生回復	蛭ヶ岳、地蔵平	忍び捕獲
中津川B	自然植生回復	新大日、木ノ又大日、塔ノ岳、竜ヶ馬場、キュウハ沢	忍び捕獲
中津川C	自然植生回復	行者ヶ岳、鳥尾山、タライゴヤ沢、長尾根、大洞	忍び捕獲、流し捕獲
中津川D	生息環境管理	二ノ塔、三ノ頭、大山、地獄沢	忍び捕獲、流し捕獲
南足柄	定着防止	桧山林道	忍び捕獲

捕獲計画数 保護管理区域：185 頭

捕獲計画数 定着防止区域：25 頭

注) 捕獲を実施する管理ユニットは、関係機関等との調整により変更の可能性あり。

イ 「農林業被害軽減」を目的とした管理捕獲

保護管理区域の被害防除対策エリアを中心に農地周辺でのシカの定着を解消することを目標に、市町村等が管理捕獲を実施する(表Ⅱ-1-6)。

(表Ⅱ-1-6 保護管理区域(被害防除対策エリア)における市町村主体の取り組み計画)

地域	市町村	前年度の課題など	主な取り組み計画
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	・銃器を使用できない場所へのシカの定着及び進出が進んでいる	・国有林内も含めた管理捕獲を実施
	厚木市	・銃器による捕獲ができない人里近くの山林に定着が見られる ・河川敷地が潜み場所となっているケースが見受けられる	・捕獲奨励金を活用したわな捕獲を実施
	愛川町	・有害鳥獣対策実施隊及び猟友会メンバーの高齢化や捕獲従事者の不足 ・河川を行動域とする個体は、銃やわなによる捕獲が出来ない場合があるため、捕獲方法の検討が必要	・猟期中においても管理捕獲を実施 ・銃器を使用できない場所でのわな捕獲実施
	清川村	・わな捕獲実施者(猟友会が中心)が少ない ・銃器捕獲では、夏季は高温等により猟犬も疲弊してしまい、従事者も少なく、捕獲が進まない	・通年で管理捕獲を継続実施 ・夏季のわな猟による捕獲の推進
湘南	秦野市	・銃器駆除が実施できない地域でのわなによる捕獲効率の向上を図る必要がある ・銃器駆除の実施回数が十分でない箇所があり、出没増加している	・秦野市鳥獣被害対策実施隊の活動を定期的に実施し、捕獲を強化する ・各猟友会支部の活動境界を跨いだ捕獲を実施

	伊勢原市	・捕獲従事者の高齢化や担い手の不足 ・捕獲活動に係る猟友会の労力の増加 ・捕獲したシカの埋設地の不足	・積極的な管理捕獲を実施 ・新規捕獲従事者確保のため、わな猟と第一種銃猟免許取得に狩猟免許取得に係る費用の助成 ・新規埋設地の選定
県西	松田町	(特になし)	・捕獲奨励金制度を活用した捕獲の継続 ・狩猟免許の取得に関する経費に対する補助を継続
	山北町	・シカが移動するため捕獲による防除効果検証が困難 ・シカが南下及び山麓に下りていく傾向がある	・被害が多い時期に集中的に捕獲を実施 ・実施隊への捕獲奨励金制度を活用した捕獲を継続

ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲

(i) 市町村等による管理捕獲

定着防止区域において、農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地の状況に応じて、本計画に基づいて市町村等が実施する（表Ⅱ-1-7）。

(表Ⅱ-1-7 定着防止区域における市町村主体の取り組み計画)

地域	市町村	前年度の課題など	主な取り組み計画
県央	相模原市緑区 (城山、相模湖、藤野地区)	・銃器を使用できない場所へのシカの定着及び進出が進んでいる	・国有林も含めた管理捕獲を実施
湘南	平塚市	・個体数を増加させないため、継続した捕獲を実施する必要がある	・目撃情報等の収集に努め、継続して捕獲を実施
	大磯町	・行政依存型の捕獲体制が、限界になりつつある ・被害状況等のデータが不足しており、今後の対策の方向が定めにくい	・イノシシの有害捕獲時にあわせてシカ捕獲を実施 ・行政依存型の捕獲体制から、町内外の住民が主体的に捕獲に参画する体制転換への取り組み実施
	二宮町	・イノシシによる被害か、シカによる被害かの区別が難しい	・イノシシの有害捕獲時にあわせてシカ捕獲を実施
県西	小田原市	・生息頭数の急増により森林の下層植生や苗木への食害、植栽木の剥皮など、森林の生態系に大きな影響 ・箱根山地における植生退行と林業被害	・銃器及びわなによる管理捕獲を実施
	南足柄市	(特になし)	・イノシシの有害捕獲にあわせて管理捕獲を実施
	中井町	(特になし)	・目撃情報等の収集に努め、情報が入り次第管理捕獲を実施
	大井町	・ICTを活用した捕獲通知システムの活用が進んでいない ・銃器による捕獲が進んでいない地域での、シカの定着数増加が懸念 ・捕獲従事者の高齢化に伴う捕獲活動の縮小	・イノシシの有害捕獲時にあわせて管理捕獲を実施

	開成町	(特になし)	・目撃情報等の収集に努め、情報が入り次第管理捕獲を実施
	箱根町	・シカ捕獲数は増加するも、シカの定着の増加が懸念	・猟友会による有害捕獲実施時にあわせて管理捕獲を実施 ・実施隊による集中捕獲を実施 ・県、環境省の協力を得て、特にシカの影響度が高い場所で捕獲実施
	真鶴町	(特になし)	・目撃情報等の収集に努め、情報が入り次第管理捕獲を実施
	湯河原町	・目立った農業被害はないが山間部での捕獲数が増加しており生息域の拡大が懸念	・イノシシの有害捕獲にあわせて管理捕獲を実施

(ii) 県による管理捕獲

シカの生息数の増加による植生劣化が懸念される箱根山地の山稜部のうち、他主体による捕獲が実施されていない場所で、民間事業者等への委託による捕獲（わな・組猟等）とWLRによる捕獲を実施する（表Ⅱ-1-4、表Ⅱ-1-5）。

エ 多様な主体による捕獲の実施

持続可能な捕獲体制を構築するため、従前の体制に加え、県管理森林担当部局や国立公園及び国有林の管理者等の多様な主体による管理捕獲の取り組みを実施する。

(i) 県の森林管理及び公園管理とシカの個体数調整の一体的実施

森林整備及び公園管理と連携した持続可能なシカ管理に繋げるため、県の森林管理者及び同公園管理者が主体的にわな捕獲を実施する取組を進める（表Ⅱ-1-6～8）。

① 保護管理区域

定着防止区域内で、すでに実施している森林管理者による主体的なシカ管理の取組をさらに進めるため、保護管理区域以内の県有林内でわな捕獲業務を実施する。なお、ツキノワグマの生息地であることから、ツキノワグマが捕獲されにくい（かかりにくい）わなを使用し、錯誤捕獲防止に努める。

表Ⅱ-1-6 令和7年度森林管理者による管理捕獲実施計画

管理ユニット	地域区分	主な捕獲実施地	主な捕獲手法
中津川B	自然植生回復	塩水、本谷	わな捕獲

捕獲計画数 保護管理区域：20頭

② 定着防止区域

森林管理者及び公園管理者が主体となって、民間事業者へ委託してわな捕獲を実施する。また、これまでわな捕獲を実施していなかった県管理地内においてもわな捕獲を実施し、森林管理者及び公園管理者による主体的なシカ管理を進める。

表Ⅱ-1-7 令和7年度森林管理者による管理捕獲実施計画

管理ユニット	地域区分	主な捕獲実施地	主な捕獲手法
箱根町	定着防止	宮城野、鷹ノ巣	わな捕獲

捕獲計画数 定着防止区域：20頭

表Ⅱ-1-8 令和7年度公園管理者による管理捕獲実施計画

管理ユニット	地域区分	主な捕獲実施地	主な捕獲手法
箱根町	定着防止	湖尻、二子山	わな捕獲

捕獲計画数 定着防止区域：40頭

(ii) 国立公園管理者による捕獲

環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所が、箱根山地の駒ヶ岳・神山周辺域の国立公園内において、銃器及びくくりわなを使用した請負委託による捕獲を実施する（暫定計画数100頭）。

(iii) 国有林管理者による捕獲

東京神奈川森林管理署が、箱根町芦ノ湖西岸及び山北町世附地域の国有林内において、くくりわなを使用した職員直営による捕獲を実施する（計画数は設定せず）。

(4) 狩猟

ア 狩猟による捕獲計画頭数

猟区管理者による猟区における令和5(2023)年度の捕獲実績数及び猟区以外の可猟域の令和5(2023)年度までの過去5年間の平均値から見込数を求め、令和7(2024)年度の狩猟の計画頭数とした(表Ⅱ-1-8)。

(表Ⅱ-1-8 狩猟による捕獲計画数の算出)

< 猟区 >

市町村名	猟 区 名	令和5年度捕獲実績数		
		オス	メス	計
清川村	清川村猟区	12	26	38
山北町	世附猟区	3	7	10
山北町	三保猟区	7	17	24
相模原市	鳥屋猟区	8	5	13
小計		30	55	85

< 猟区以外 >

年 度	捕獲頭数		
	オス	メス	計
1	267	349	616
2	242	328	570
3	346	375	721
4	335	360	695
5	323	263	494
平均値	284	335	619

令和7年度捕獲計画頭数	314	390	704
うち、保護管理区域 ※	252	313	565
うち、定着防止区域 ※	62	77	139

※内訳はR5の実績割合（保護管理区域：80%）を乗じて算出

イ 狩猟による捕獲推進について

平成29(2017)年度の鳥獣保護管理法施行規則の改正により1人1日あたりのシカの捕獲数の制限は、解除されている。また、効果的な個体数調整実施のため、狩猟者に対してメスジカの捕獲を呼びかける（表Ⅱ-1-9）。

表Ⅱ-1-9 狩猟による捕獲推進について

可猟域	1人1日あたり捕獲頭数	その他制限等
猟区	制限なし (各猟区管理規程による)	10月15日～3月15日 (各猟区管理規程による)
猟区以外可猟域	制限なし	11月15日～2月末日（2週間延長）

(5) 個体数調整の担い手の育成

農業被害軽減のため農業従事者等のわな等の狩猟免許取得を促進する。

また、個体数調整の担い手育成を図るために、免許取得者で狩猟経験が無い、又は少ない者を対象に、捕獲の現場を体験する研修会を「かながわハンター塾2ndステージ」として開催する。

(6) 捕獲個体の処理

管理捕獲による捕獲個体の処理に関しては、埋設や持ち帰り等適切な処分を行う。捕獲個体の情報収集のために必要な部位の計測、年齢や栄養状態等を知るための試料のサンプリングを行うほか、シカ保護管理のための基礎データの作成等、有効活用を図る。

(7) 個体数調整スケジュール

管理捕獲（植生回復・生息環境整備の基盤づくり）のうち、民間事業者等への委託による捕獲は、シカの生息状況や天候を考慮し、前年度に引き続き、5月から実施することとする。管理捕獲（被害軽減・定着防止）及び狩猟については下表のとおりとする（表Ⅱ-1-10）。

（表Ⅱ-1-10 個体数調整スケジュール）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理捕獲 (植生回復・ 生息環境)	民間事業者等 への委託による捕獲		←				※						→
	WLRによる捕獲	←											→
管理捕獲 (被害軽減・定着防止)		←											→
狩 猟								←					→
各猟区で狩猟できる期間は10月15日から3月15日までの期間のうち、猟区設定者が定める日 その他の狩猟可能区域は11/15～2月末日													

※狩猟期間中における、猟区に隣接する箇所での管理捕獲は猟区の開猟日以外に実施する。

2 生息環境管理

(1) 生息環境整備

ア 水源の森林づくり事業

保護管理区域内の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、シカの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

森林整備の実施にあたっては、シカの捕獲状況や生息密度、林床植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、捕獲者の移動手段に活用するモノレール利用等を含めてシカの個体数調整と連携を引き続き進める。

イ 県営林整備事業

保護管理区域内の県営林において、第14次神奈川県県営林経営計画に基づいて、シカの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

また、県有林内において、森林管理とシカの個体数調整の一体的管理を促進する。

(2) 植生保護対策

自然公園事業をはじめとする各種事業により、保護管理区域内の丹沢主稜部等においてシカの利用圧から林床植生を保護する柵等を設置し、自然植生の保護及び土壌の保全を図る。

3 被害防除対策

(1) 市町村主体の取り組み計画

各市町村において、防護柵、電気柵等の設置や補修、設置に係る補助、取り残し農作物の除去等の取り組みを進める（表Ⅱ-3-1、表Ⅱ-3-2）。

（表Ⅱ-3-1 保護管理区域における市町村主体の取り組み計画）

地域	市町村	前年度の課題等	主な取り組み計画
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	・ 広域獣害防止柵開口部からの侵入による被害が発生 ・ 電気柵が適正に設置されていない	・ 防護柵の破損箇所の補修、簡易防護柵の新設 ・ 正確な被害状況の把握
	厚木市	・ 防護柵未設置箇所での被害（目撃）が発生	・ 猟友会及び狩猟免許所持者による柵巡回 ・ 防護柵設置や捕獲者に対する補助事業の継続
	愛川町	・ 鳥獣を寄せ付けない環境づくりには、地域の理解・協力が必要 ・ 被害があっても報告されない場合がある	・ 町 HP や広報紙等を通じて周知し、被害調査の回答者数の増加を図る ・ 個人防除柵の設置推進のため積極的な PR を行うほか、地域農協と連携し、設置促進に努める
	清川村	・ 広域獣害防止柵の開口部（沢や道路）及び破損箇所からの侵入	・ 広域獣害防止柵の定期的な巡回、補修 ・ 地域ぐるみの鳥獣被害対策の支援継続
湘南	秦野市	・ 広域獣害防護柵の老朽化に伴う獣の侵入防止機能の低下が見られる	・ 老朽化した広域獣害防護柵の更新を図るため全体補修委託業務を実

		・地域ぐるみの対策を実行するためには、関係者らが自主的に防除対策を図る意識改革が必要	施 ・地域防護柵の正しい管理方法について地域に啓発する
	伊勢原市	・自然災害及び経年劣化による広域獣害防止柵の維持、修繕費用の負担増 ・被害防除柵が設置されていない農地への農業被害の増加	・広域獣害防止柵の維持管理の継続、強化 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備、管理を実施
県西	松田町	・防護柵の管理並びに農道、沢等の開口部の対策 ・自然災害及び経年劣化による広域柵修繕費の負担増	・広域柵の維持管理の徹底及び修復困難箇所の対策を検討 ・材料費補助による小区画防護柵の推進
	山北町	・広域柵の点検、補修等の頻度が少なく破損箇所から侵入 ・私設の簡易柵はシカ、イノシシ等の複合的な加害圧力への抵抗が弱い	・平山地区に広域柵を設置 ・私設柵設置の促進及び設置技術の指導助言

(表Ⅱ-3-2 定着防止区域における市町村主体の取り組み計画)

地域	市町村	前年度の課題等	主な取り組み計画
県央	相模原市緑区 (城山地区、相模湖地区、藤野地区)	・自家用耕作物を作る地域が多いことから被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができていない ・相模川北の地域における目撃や出没が増えている	・正確な被害状況の把握 ・簡易防護柵新設
湘南	平塚市	・電気柵の設置は進んでも、シカに対応した設置ができていない ・侵入防止柵の機能を維持するため、地域ぐるみで効率的かつ継続的な維持管理を実施する必要がある	・電気柵等の被害防除資材購入費への補助を継続して実施する ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、必要に応じた侵入防止柵の設置検討
	大磯町	・正しい知識が、地域に十分に普及していない ・地域ぐるみの対策が意欲的に継続されるには、被害対策が地域活性化や農業振興につながる取り組みが必要	・耕作者個人による農地への被害防除柵の設置の推進 ・正しい知識を地域に普及し、地域ぐるみの対策を促す取り組みを継続的に実施
	二宮町	・侵入防止柵が未設置の箇所については、被害が見られるため、継続的に防除対策を講じていく必要がある	・農業者への自主防除を支援するため、防護柵等の購入費の一部を補助する ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、効率的かつ継続的な侵入防止柵の設置検討
県西	南足柄市	・防護柵未設置箇所で被害が発生	・シカ侵入防止柵の維持管理の徹底 ・資材支援による防護柵設置を促進
	大井町	・防護柵未設置箇所で被害が発生	・材料費補助による防護柵設置を促進
	小田原市	・防護柵未設置箇所で被害が発生	・新植地において植生保護柵及び苗木保護資材の設置 ・柵設置に係る購入費の補助
	箱根町	(特になし)	・猟友会箱根支部と職員により生息痕跡等を調査

	中井町、開成町、真鶴町、湯河原町	(特になし)	・農業者等、自治会等に目撃情報を提供するよう周知
--	------------------	--------	--------------------------

(2) 地域ぐるみ対策の支援

鳥獣被害対策は、集落環境整備、被害防除対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的であることが判明している。

こうした取り組みを広げていくため、広域的な観点から地域の取り組みを支援し、そのための体制を集約した、鳥獣被害対策の高い専門性を持つ「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置した。今後も市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っていく。

4 モニタリング

個体数調整及び生息環境整備の事業の効果を把握し、管理計画の評価と見直しに資するため、シカ個体群とその生息環境に関するモニタリングを実施する(表Ⅱ-4-1)。

また、農家及び農協等からの被害報告に基づき、シカによる被害面積等を把握する農林業被害状況調査を実施する。

モニタリングで得た情報は、神奈川県鳥獣総合対策協議会及び神奈川県ニホンジカ保護管理検討委員会において科学的に評価し、効果的な管理事業の実施に活用するほか、必要に応じて計画及び事業の見直しの検討を行う。

(1) 生息状況等調査

区画法、糞塊法による個体数調査と解析を実施するとともに、自動撮影カメラによる生息状況調査も実施する。

また、組猟による管理捕獲時に、捕獲・目撃情報を把握するために、捕獲従事者が地図に記載した捕獲情報を収集する。

管理捕獲(自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり)で捕獲した個体については、外部計測と体重測定を行うとともに、第1切歯を採取して年齢を査定し、年齢・性別毎の個体分析を行い、個体の質を把握する。

(2) 生息環境調査

「シカ植生定点調査」(広葉樹林)は72地点、「水源林植生定点調査」(スギ、ヒノキ人工林主体)は23地点として、調査は5年間隔で実施することを基本とする。なお、「水源林植生定点調査」では林床植生の調査に加えて毎木調査を実施して、林分構造の変化を把握していく。また、「シカ植生定点調査」では、今後も小仏や箱根地域において新たな調査地点を追加することを検討する。

さらに、箱根地域においては、シカによる植生への影響を把握するため、環境省による植被率等の柵内外の植生調査も実施されており、関係機関でモニタリング結果を共有し、対策の連携・協力を図っていく。

(表Ⅱ-4-1 モニタリング項目)

項目		内容		調査箇所・時期等
生息状況等調査	分布調査	目撃情報の収集等によりシカの分布情報を把握		主として定着防止区域【通年】
	生息状況等調査	生息密度調査	区画法により生息密度を調査	主として保護管理区域、水源林【晩秋～冬季】
		糞塊密度調査	糞塊密度法により生息動向を調査	保護管理区域・定着防止区域【晩秋】
		カメラセンサス	自動撮影カメラにより生息状況を調査	保護管理区域・定着防止区域【通年】
		捕獲効率調査	管理捕獲の実施状況から管理捕獲効率を調査	捕獲実施時等による情報収集
個体群調査	生息状況等調査	捕獲個体の調査	捕獲個体の計測や切歯、腎臓等のサンプルから、各種計測値の経年変化、妊娠率の変化を把握	捕獲実施時等による情報収集、サンプル採取
		個体群動態の推定	生息状況や捕獲状況等のデータに基づく個体群動態の推定	計画対象区域の全域
生息環境調査	植生定点調査	シカ捕獲による植生の回復を把握するため、植生保護柵内外の植生を調査		自然林（柵内外）【夏季】
	累積利用圧調査	丹沢全域でのシカによる植生への累積的影響を把握するため、踏査により林床植被度を調査		丹沢全域の主要尾根線 718.8km (R6, 7で踏査)
	水源林植生定点調査	人工林において、森林整備による植生回復の効果を検証（一部でシカ捕獲による効果も含む）		水源林【夏季】

5 その他管理のための必要事項

(1) 計画の実施体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農林業団体、狩猟者団体、農業者、地域住民、自然保護団体等により連携しながら行う。

県は、各地域、団体の主体的な取り組みに対して財政的支援や技術的支援を行うとともに、各地域県政総合センターに設置されている地域鳥獣対策協議会において、広域的な個体数調整や被害防除等の対策の連携及び体制整備について検討を進める。

また、担い手育成の取り組みとして、県では、猟区等を活用した実猟体験などの研修や国有林野関係職員による有害捕獲の従事者育成を目的とした研修を引き続き実施する。

(2) 普及啓発活動

県は適正なシカ管理を推進するために、シカに関する問題や対策の必要性、シカ管理の考え方、目標、取り組みの状況などについて、広報と普及啓発を行うことにより、県民の理解

を深め、対策への協力が得られるように努める。

（３）隣接都県等との連携

「山静東神ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会」等を通して、隣接都県と生息状況、被害状況、捕獲状況等についての情報交換や研究協力を行う。

また、箱根地域については、「富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理計画」に基づき、環境省、箱根町及び隣県である静岡県との連携・協力体制を強化する。

さらに、静岡県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業における効果的捕獲促進事業の広域捕獲計画に参画し、県境における管理捕獲について情報共有の連携を強化する。

（４）ツキノワグマの錯誤捕獲防止への取り組み

これまで、錯誤によるツキノワグマの捕獲は毎年数件あたり生じてたが、令和５年度では過去最多の９件が発生し、令和６年度においても７件の発生と急増していることから、早急な対策が必要となっている。希少種であるツキノワグマの保護のためにも、錯誤捕獲の発生そのものを減らしていく取り組みとして、ツキノワグマが出没した際のわなの一時的な閉鎖協力依頼や、ツキノワグマが掛かりにくいとされる特殊なわなの情報提供に努めていく。

（５）市街地出沒への対応

近年、全国的にニホンジカ及びイノシシの市街地への出沒及びそれに起因する人身被害等が問題となっている。本県においても、市街地での出沒の増加が懸念されるため、「大型獣類市街地出沒対応マニュアル」を基に関係機関と対応方針を共有し、連携強化を図っていく。

Ⅲ 参考資料

○管理ユニット位置とエリア区分



*一点破線は、市町村界

*市町村名とユニット名は一致しない () は旧ユニット名

